

○人事記録の記載事項等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(記載事項)</p> <p>第一条 人事記録の記載事項等に関する政令(昭和四十一年政令第十一号。以下「令」という。)第二条第一項第二号に規定する学歴に関する事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 義務教育後の学歴を有する者 当該学歴</p> <p>二 前号に掲げる者以外の者 最終学歴</p> <p>2 令第二条第一項第三号に規定する採用試験及び資格に関する事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 採用試験の名称及び合格年月日</p> <p>二 免許、検定その他の資格で任命権者が必要と認めるものの名称及び取得年月日</p> <p>3 令第二条第一項第四号に規定する勤務の記録に関する事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 人事院規則八―一二(職員の任免)第五十三条各号(第四号を除く。)若しくは第五十四条各号に掲げる場合、人事院規則一</p>	<p>(記載事項)</p> <p>第一条 人事記録の記載事項等に関する政令(昭和四十一年政令第十一号。以下「令」という。)第二条第一項第二号に規定する学歴に関する事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 義務教育後の学歴を有する者 当該学歴</p> <p>二 前号に掲げる者以外の者 最終学歴</p> <p>2 令第二条第一項第三号に規定する試験及び資格に関する事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 任用に関する競争試験の名称及び合格年月日</p> <p>二 免許、検定その他の資格で任命権者が必要と認めるものの名称及び取得年月日</p> <p>3 令第二条第一項第四号に規定する勤務の記録に関する事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 人事院規則八―一二(職員の任免)第七十五条各号(第三号及び第四号を除く。)若しくは第七十六条各号に掲げる場合、人</p>

一―八（職員の定年）第十一条各号に掲げる場合、人事院規則一  
一―一〇（職員の降給）第七条に掲げる場合、人事院規則一八―  
〇（職員の国際機関等への派遣）第六条に規定する場合、人事院  
規則一九―〇（職員の育児休業等）第十二条各号若しくは第二十  
四条各号に掲げる場合又は人事院規則二五―〇（職員の自己啓発  
等休業）第十一条各号に掲げる場合に該当する異動の内容（人事  
院規則八―一二第五十三条第二号若しくは第六号又は第五十五条  
第一号に掲げる場合に係るもので任命権者が記載することを要し  
ないと認めるものを除く。）

二―五（略）

人事院規則一―一八（職員の定年）第十一条各号に掲げる場合、人  
事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）第六条に規定す  
る場合、人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）第十二条各号  
及び第二十四条各号に掲げる場合又は人事院規則二五―〇（職員  
の自己啓発等休業）第十一条各号に掲げる場合に該当する異動の  
内容（人事院規則八―一二第七十五条第二号、第六号及び第七号  
並びに第七十七条第二号に掲げる場合に係るもので任命権者が記  
載することを要しないと認めるものを除く。）

二―五（略）